

III 新たに制定された医療事故調査制度に向けた取り組み

1 企画部会の設置（平成 24 年 3 月）－第三者機関のあり方について－

平成 24 年 6 月～12 月まで

「診療行為に関連した死亡の調査分析のあり方に関する企画部会」を設置し、第三者機関のあり方についての検討を行い、これに基づいて、今後当機構をどのような形で発展させていくかが確認された。検討内容は報告書「診療行為に関連した死亡の調査分析事業のあり方」としてまとめられ、当機構の提言として厚生労働省「第 10 回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」で説明された。（資料 15）

2 推進委員会の設置（平成 25 年 9 月）－第三者機関の機能を具体的に検討－

平成 25 年 9 月～平成 26 年 3 月まで

平成 25 年 5 月、厚生労働省の「医療事故調査に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方」と、当機構企画部会報告書及び日本医師会等諸団体からの報告書などを踏まえて、社会や国民からの信頼を得られる第三者機関のあり方を具体的に検討するため「推進委員会」を設置した。

また、当委員会のもとに医療事故調査における解剖(死亡時画像診断)体制の強化が急務であることからその発展に向けて具体的に検討を行う「解剖体制のあり方 WG」と適正な院内事故調査が行えるような支援のあり方、具体的な支援内容・方法について検討を行う「院内調査の支援のあり方 WG」を設置して検討を重ねた。その結果を、平成 26 年 3 月「医療事故の原因究明・再発防止に関わる医療事故調査制度の策定に向けて ～法制化されるにあたっての提言～」として取りまとめた。（資料 16）

3 「院内調査マネジメント研修」カリキュラム研究会

平成 26 年 6 月～継続中

（平成 26 年度・検討委員会 1 回開催、作業部会 5 回開催）

新たな医療事故調査制度は、医療機関自ら事故調査に取り組むことが基本となる。しかしながら、現場で実際に院内調査を経験し、その方法を習得した人材は少ない。

そのため、「モデル事業」として培った医療事故調査の経験を活かし、医療事故が発生した際に医療機関が行うべき基本的調査の推進者の育成を目標として、本研究会を設置した。医療事故調査に役立つカリキュラムとその教材の作成について平成 27 年度も引き続き検討し、省令・通知が確定したのちに研修を実施する。将来的に医療現場に標準化された事故調査が定着することに役立てたい。（資料 17）